

自治体における債権管理と弁護士(会)

東京弁護士会自治体法務研究部

弁護士 倉田 大介

2011年11月28日

1 日弁連における自治体関係の取組

- ・ 業務改革シンポジウム（2001、2003、2007、2009、2011）
- ・ 高齢者、障害者問題
- ・ 行政介入暴力、不当要求対策
- ・ 外部監査、任期付公務員
- ・ 地方分権改革、自治法改正のフォローアップ
- ・ 自治体向け研修と意見交換
- ・ 自治体債権の管理回収業務の体制作り
- ・ 震災復興と被災自治体の支援
- ・ 総務省との意見交換

2 債権管理回収を切口とした新たな関係

- ・ 東京弁護士会における江戸川区との取組

- ・ 講演・職員研修の展開

- ・ 各弁護士会におけるチームの設置

東京、第2東京、大阪、愛知県、横浜、福岡、札幌、岡山

- ・ 依頼自治体と対象債権の拡大

- ・ eメール相談

- ・ 非常勤職員

3 債権管理における課題

- ・ 地方自治法、施行令に精通した弁護士の養成
- ・ 各弁護士会の取組の開始、強化
- ・ 自治体債権の法的性質の研究
- ・ 法令遵守と法制度の検討
- ・ 小口大量事案の処理

- ・ 議会との関係と長の専決処分

- ・ コストと予算

以 上

第17回 弁護士業務改革シンポジウム第2分科会

地方自治体の自立と弁護士の役割

～監査，議会のあり方，クレーマー対策を題材として～

[会場：パシフィコ横浜4階419会議室]

総合司会 浅賀 哲（愛知県弁護士会） 古川 健太郎（第二東京弁護士会）

----- 午前の部（10：40～12：00） -----

◆基調報告と問題提起

楠井 嘉行（三重弁護士会）

◆監査

定野 司（東京都足立区総務部長）

◆議会のあり方

伊藤 義文（千葉県弁護士会）

◆三重県議会の改革

三谷 哲央（三重県議会議員，前三重県議会議長）

◆行政クレーマー対策

宇都木 寧（愛知県弁護士会）

----- 午後の部（13：00～16：30） -----

◆パネルディスカッション

◇パネリスト

秋山 一弘（東京都町田市総務部法制課法務担当課長，第二東京弁護士会）

宇都木 寧（行政対象暴力問題研究会代表，愛知県弁護士会）

尾立 孝司（神奈川県横浜市監査委員，横浜弁護士会）

櫻井 敬子（学習院大学法学部教授）

定野 司（東京都足立区総務部長）

三谷 哲央（三重県議会議員，前三重県議会議長）

山下 真（奈良県生駒市長）

◇コーディネーター

楠井 嘉行（三重弁護士会）

久保井聡明（大阪弁護士会）

本多 教義（東京弁護士会）

※50音順，敬称略

第17回

弁護士業務改革 シンポジウム in YOKOHAMA

2011年11月11日(金)

午前10時～午後6時

パシフィコ横浜

横浜市西区みなとみらい1-1-1 Tel:045-221-2155 (総合案内)

※本シンポジウムに関するお問い合わせは下記連絡先(日本弁護士連合会)まで御連絡ください。



© PHOTO BANK YOKOHAMA

もっと広く! もっと多様に! もっと市民のために!
～ 弁護士業務の新たな可能性を求めて～

【シンポジウムに関するお問い合わせ先】
日本弁護士連合会(業務部業務第一課)
Tel: 03-3580-9981

JFBA
Japan Federation of Bar Associations

主催: 日本弁護士連合会 <http://www.nichibenren.or.jp>



第17回

弁護士業務改革 シンポジウム

in YOKOHAMA

分科会紹介



◆◆ 第1分科会 ◆◆

小規模法律事務所におけるマーケティング戦略 ～さらなる依頼者志向へ～

弁護士人口の大量増員時代を迎え、われわれ弁護士の業界においても、かつて経験しなかった競争原理の局面に入りつつあると言われています。そこで、第1分科会では、このような状況を踏まえ、法律事務所の経営を行っていくうえで極めて有用と思われるマーケティングについて検討を加え、これからの法律事務所経営をより持続可能なものとしていくための一助として、先進的な取組みの実践例の紹介も交えながら皆さんに提案し、ともに理解を深めたいと考えています。

◆◆ 第2分科会 ◆◆

地方自治体の自立と弁護士の役割 ～監査、議会のあり方、クレーム対策を題材として～

地方分権改革に関して、今般、地方自治法の抜本改正への方向性が打ち出されています。これまでの種々の制度改正とは異なり、今回の改正は、地方自治の根幹にかかわる大改正と考えられます。当分科会は、見直しを検討されている監査制度、議会のあり方について討議・提案するとともに、自治体が日々、対応に苦慮しているクレーム等に対する具体的対応策を提示することによって、自治体が、コンプライアンスを徹底した上で、自立するために何が必要か、そのために弁護士がどのような役割を果たすべきかを探求します。

◆◆ 第3分科会 ◆◆

事務職員の育成と弁護士業務の活性化 ～日弁連研修・能力認定試験をどう生かすか～

法律事務所が広く市民に親しまれ、利用されるためには、事務職員の有効活用が望まれます。弁護士を有機的に補助するために、事務職員は何を学ぶべきか、弁護士とどういう役割分担をすべきか、事務所として事務職員をどう位置づけるべきか、今年3年目となった日弁連能力認定研修・試験の合格者たちの意識調査、事務職員活用を目指す弁護士のアンケート調査、及び米国での調査結果を踏まえ、今後、事務職員のためにどのような施策がなされるべきか議論します。

◆◆ 第4分科会 ◆◆

企業等不祥事における 第三者委員会ガイドラインの今後の課題 ～ガイドラインの意義と普及のために～

日弁連は2010年7月に「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」を公表しました。しかし新聞社の企業向けアンケート結果でも、ガイドラインに対する認知度は高いですが、これを実際に使用するにあたっての認識は十分ではありません。このシンポでは、東京証券取引所の担当者などの参加も得て、弁護士からだけではない視点から、このガイドラインは、どのような場合に使われることが期待されているのか、またどのような使われ方をすれば効果を発揮するのかなどを具体的に明らかにします。

◆◆ 第5分科会 ◆◆

さらなるITの活用 ～弁護士業務支援ソフトでできること +判例公開の最先端を聞く～

裁判所による判例の提供率が著しく低い我が国に比べて、諸外国では既に判例のデジタルデータ提供サービスが行われています (Legal Information Institute, LII)。そこで、LIIのデータベースを構築した専門家に判例公開の最先端のお話しをお聞きします。また、IT技術の利用によって弁護士業務の効率化を図り、よりクリエイティブで顧客のニーズに応えられる弁護士業務の実現に向けて、弁護士業務支援ソフトをいかに活用すべきかを紹介します。

◆◆ 第6分科会 ◆◆

今こそ「夢」実現！ ～より深く、より広く、若手弁護士の活躍の場はここにも～

当分科会は、特に若手法曹を対象に「夢の実現」という切り口でその研究結果を提示し、議論することを目的としています。若手法曹の方々から自らの将来展望を再認識し、さらに明日から具体的に何をやるかが明確になるような内容を目指します。また、会場からもご意見を伺うなど、双方向型の企画を考えています。本テーマは弁護士だけでなく、潜在的若手法曹ともいべき司法修習生・法科大学院生・大学生の皆さまにとっても大変興味深いものであると思います。弁護士業の未来を共に考え、「夢の実現」について語り合ひましょう。

◆◆ 第7分科会 ◆◆

弁護士保険の範囲の拡大に向けて ～市民のための紛争解決費用を保険で～

弁護士保険(権利保護保険)は発足から10年、飛躍的な発展を遂げ、交通事故損害賠償請求事件を中心に市民の紛争解決のための重要な費用調達手段となりつつあります。一層の利用拡充が期待されるとともに、担当弁護士にも対象事件の処理に習熟することが求められます。当分科会では、日弁連リーガルアクセス・センターでの運用実績や先進諸外国の調査を踏まえて、この保険の利用にあたってのノウハウや問題点をまとめるとともに、市民の視点に立って、我が国の弁護士保険が今後あるべき姿を探り、その範囲拡大に向けての提言を行います。

◆◆ 第8分科会 ◆◆

中小企業の身近で頼れるサポーターとなるために ～支援ネットワークの提言と実践～

中小企業は我が国経済の基盤です。日弁連は、2009年11月に日弁連中小企業法律支援センターを設置、2010年4月から全国共通電話番号での弁護士面談予約サービス「ひまわりほっとダイヤル」を開始し、中小企業の法的ニーズに応える活動を着実に続けています。当分科会は、これらの活動に取り組む会員の報告等をもとに、中小企業の支援の一層の充実のために、同センターが中心となって、中小企業庁、日本政策金融公庫、士業団体、中小企業関連団体等との連携を深め、中小企業の支援に役立つネットワークの在り方を提言いたします。

◆◆ 第9分科会 ◆◆

今の働き方に不安はありませんか？ 弁護士のワークライフバランス ～子育て・リタイアメント/メンタルヘルス～

昼は法廷や相談、夜は起案や委員会。週末こそは家事や育児をと思うけれど、朝寝をしても疲れが取れない。いつまで働けるのか、いつ幸せなリタイアメントを迎えることができるのかの展望もない。そんな今の働き方に不安はありませんか。仕事と私生活のアンバランスを抱え、心身の健康に不安を感じている弁護士はあなただけではありません。当分科会では、われわれ弁護士がどんなことで悩んでいるのか、ワークライフバランス実現のために今、何が重要なのかについて、先進的な制度を持つフランス視察の結果を紹介しつつ、提言を行いたいと考えています。

◆◆ 第10分科会 ◆◆

高齢社会におけるホームロイヤーの役割 ～高齢者へのトータルな支援を目指して～

超高齢社会を迎え、高齢者への法的支援の一層の拡充と深化を図ることが急務となっています。当分科会では、生前の財産管理から死後の財産承継・処分に至る継続的かつ総合的な支援という観点から、高齢者の権利擁護の担い手としての「ホームロイヤー」の役割について提言します。事例の検討を通じて、求められるホームロイヤーとは何かを探るとともに、ホームロイヤー契約の内容、ホームロイヤー業務のポイントなど実務に直接役立つ情報を提供し、特に経験の浅い弁護士が積極的に高齢者問題に取り組む一助となることを目指します。

◆◆ 第11分科会 ◆◆

民事裁判の活性化 ～財産開示の活用/損害賠償の充実へ～

判決に対する国民の信頼、それは、権利が実現され債権の満足を受け、同時に、違法な行為が抑止されること。そのためには、財産があるのに判決で認められた支払義務を果たさない者や、判決内容を無視して違法行為を継続する者に対し、何らかの方策をとる必要があります。それが、財産開示制度であり、抑止的付加金ないし慰謝料増額事由の算定基準の策定です。今回は、この両者についてディスカッションしてみたいと思います。